

# 令和5年度予算概算要求に係る新規事業採択時評価結果一覧 (令和4年8月末時点)

別添3

【公共事業関係費】

【ダム事業】

(直轄事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)				B/C
		便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳				
雨竜川ダム再生事業 北海道開発局	449	611	<p>【内訳】 被害防止便益：598億円 残存価値：13億円</p> <p>【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数：13戸 年平均浸水軽減面積：105ha</p>	361	<p>【内訳】 建設費：329億円 維持管理費：32億円</p>	1.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備計画目標規模の洪水が発生した場合、雨竜川流域では、災害時要援護者数が約560人と想定されるが、事業実施により約480人に軽減される。</li> <li>・ 河川整備計画目標規模の洪水が発生した場合、雨竜川流域では、交通途絶により影響を受ける交通量は、約3,300台と想定されるが、事業実施により約1,800台に軽減される。</li> </ul>	水管理・ 国土保全局 治水課 (課長 林 正道)
筑後川水系ダム群連携事業 九州地方整備局 独立行政法人水資源機構	740	997	<p>【内訳】 流水の正常な機能の維持に関する便益：976億円 残存価値：21億円</p> <p>【主な根拠】 流水の正常な機能の維持に関して、ダム群連携事業と同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上</p>	608	<p>【内訳】 建設費：502億円 維持管理費：106億円</p>	1.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成元年以降、概ね2年～3年に1回の頻度で取水制限等が実施されている。瀬ノ下地点の近年までの実績流量は、冬場（10月～翌3月）は松原・下笠ダム再開発により、昭和58年以降は大濁水を除いて概ね瀬ノ下地点40m<sup>3</sup>/sは確保されているが、夏場（4月～9月）の実績流量は、40m<sup>3</sup>/sを確保できていない日がほぼ毎年発生している。</li> <li>・ ダム群連携事業後は、近年においても大濁水年を除いて、瀬ノ下地点流量40m<sup>3</sup>/sが概ね確保可能となる。</li> </ul>	水管理・ 国土保全局 治水課 (課長 林 正道)

<p>寺内ダム再生事業 独立行政法人水資源機構</p>	<p>85</p>	<p>214</p>	<p>【内訳】 被害防止便益：212億円 残存価値：1.5億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数：51戸 年平均浸水軽減面積：82ha</p>	<p>71</p>	<p>【内訳】 建設費：69億円 維持管理費：2.2億円</p>	<p>3.0</p>	<p>・戦後の主な洪水は、昭和28年6月、昭和57年7月、平成2年7月、近年では平成24年7月、平成29年7月洪水等により、沿川で家屋浸水等の被害が発生している。 ・河川整備計画目標規模の洪水が発生した場合、浸水区域内における災害時要援護者数は約780人、最大孤立者数（避難率40%）は約370人、電力の停止による影響人口が約240人と想定されるが、事業実施により解消される。</p>	<p>水管理・国土保全局 治水課 (課長 林 正道)</p>
---------------------------------	-----------	------------	--	-----------	--	------------	--	--

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
大分地方合同庁舎 九州地方整備局 (既存施設の更新)	44	21	107	100	121	老朽、狭あい、地域連携、分散、施設の不備、防災機能に係る施設の不備において、必要性が認められる。 経済性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房官庁営繕部 計画課 (課長 佐藤 由美)
直江津港湾合同庁舎 北陸地方整備局 (既存施設の更新)	8.5	4.5	125	100	121	防災機能に係る施設の不備、老朽、狭あい、施設の不備、地域連携において、必要性が認められる。 経済性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房官庁営繕部 計画課 (課長 佐藤 由美)
名寄税務署 北海道開発局 (既存施設の更新)	7.6	2.5	113	100	121	老朽、狭あい、分散、施設の不備において、必要性が認められる。 経済性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房官庁営繕部 計画課 (課長 佐藤 由美)

※ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。